

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	18 件

千葉国民年金 事案 3728

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月

私は、会社を辞めたとき、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要だと知り、自分で切替手続を行い、国民年金保険料は全て納付したはずである。申立期間の 1 か月分のみ納付しないはずはないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 4 月 21 日に A 県 B 市で払い出されており、申立期間以前の 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料は過年度納付され、同年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録において確認できる。

また、申立期間は 1 か月と短期間である上、厚生年金保険から国民年金の切替手続を適切に行っており、申立人は国民年金の加入期間において、申立期間以外に未納は無いことから、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から54年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料の免除を受けた期間もあるが、納付書が届くとそのままにはできないので保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、申立人は2回の国民年金手帳記号番号の払い出しを受けており、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、昭和45年1月及び54年7月にそれぞれ払い出されており、61年5月23日に重複取消が行われていることが確認できる。
- 2 申立期間③については、昭和54年7月に払い出された2回目の手帳記号番号により、申立期間③直前の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立人は、「納付書が届くとそのままにはできないので保険料を納付してきた。」と申述していること、及び申立期間③は短期間であることを考え合わせると、申立人は直前の期間と同様に申立期間③の保険料を現年度納付していたと考えるのが自然である。
- 3 一方、申立期間①については、60か月と長期間である上、昭和45年1月に1回目の手帳記号番号が払い出されており、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、加入時点において、

申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間①の保険料は納付書で納付したと申述しているが、申立期間①当時、保険料は印紙検認方式による納付のため、納付書では納付することができない。

さらに、申立期間②については、108 か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり行政側が記録管理を誤るとは考え難い上、申立人は保険料の納付場所、納付時期等の記憶が定かではなく、具体的な納付状況は不明であり、申立人が申立期間②に保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3730

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年7月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、平成3年4月から学生でも国民年金に強制加入となったことから、社会保険事務所（当時）において自分で加入手続を行った覚えがある。加入手続後、私宛てに国民年金保険料の納付書が届き、母が社会保険事務所に問い合わせたところ、納付義務があるという説明を受けて、一括納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成4年6月10日に社会保険事務所からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の免除申請日から、申立人の加入手続は同年5月又は同年6月頃に行われ、3年4月に遡って被保険者資格を取得したことが推認できることから、加入手続を行った時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、「息子は当時大学生でC県内に居住していたが、保険料の督促状はA市の住所宛てに届いており、今では、どこでいくら支払ったか定かでないが、当時、社会保険事務所で学生でも納付義務があるという説明を受けていたので、代わりに保険料を納付し、保険料の納付が完了した旨を息子に伝えた。」と申述している。

さらに、申立期間は4か月と短期間であり、オンライン記録において、

申立期間直後の8か月の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母が申立期間直後の保険料と同様に申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 17 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 4 日から 45 年 9 月 15 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に昭和 45 年 12 月 24 日支給と記録されている脱退手当金については、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち申立期間より前の2回の被保険者期間（計 29 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、確認できる女子被保険者 21 人のうち、資格喪失時に脱退手当金の受給資格を有する者は申立人を含めて 9 人確認できるところ、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録を見ると、A社本社での資格喪失日が昭和40年4月1日、同社B工場での資格取得日が同年6月1日になっているが、事実と相違している。実際は、同年2月頃から同社B工場で働いており、その後もA社で継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は6,000円、17年12月15日は24万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成17年12月15日

私は、平成14年7月21日から現在に至るまで、A事業所に勤務しているが、15年7月と17年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録から欠落していることに納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与に係る給与支払明細書により、平成15年7月15日は6,000円、17年12月15日は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料を納付しなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から同年7月1日まで

私は、昭和31年3月から平成7年7月までA社及びその関連会社に勤務した。同社B工場から同社本社に転勤したときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事異動記録、事業主回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月21日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月21日まで

私は、昭和31年6月にA社に入社し、同社がC（企業グループ）に買収された後も、平成7年6月23日に退職するまで、同グループに継続して勤務していた。昭和39年秋から40年夏にかけて、A社に在籍のまま、B社の設立準備要員として勤務していたが、同年8月31日から同年9月21日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳、事業主回答書及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、C（企業グループ）に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の元同僚の証言により、昭和40年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局（現在は、B社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年2月にD（機関）に入社し、同年3月にA局E（部門）へ配属されて以来、途中一度も退職することなく今日まで勤務してきたが、45年4月1日付けでF（職種）になりG組合へ移行した際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。その期間もA局で継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人は、昭和44年3月にA局E（部門）へH（職種）として配属され、45年4月1日付けでF（職種）となった後も同局に継続して勤務していることが確認できる上、I（機関）J（部門）は、事業主照会に対し、「申立人に係る人事記録から、申立人は、申立期間においてH（職種）の身分をもって在籍していたことが確認できる。」と回答している。

また、申立人と同じくA局E（部門）に勤務していた元同僚は、「申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」と証言している。

さらに、A局の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後20名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について確認したところ、昭和45年3月31日に資格喪失している者はおらず、基礎年金番号に統合されていない2名を除く18名のうち14名は、同年4月1日に資格喪失し、

同日付けでG組合に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA局における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月1日から49年4月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を48年12月1日、資格喪失日に係る記録を49年4月24日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年4月24日まで

私は、昭和47年4月から49年4月23日までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された社内報（昭和49年1月号）により、申立人が48年12月1日付けで正社員に任用されたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時、正社員になると同時に社会保険の加入手続きを行っていたようなので、申立人についても厚生年金保険に加入していたと思うが、当時の関係資料が無く、詳細は不明である。」と回答しているところ、同社内報において申立人と同じく昭和48年12月1日に正社員に任用された17人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる15人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、同年6月11日から同年9月1日までの間に散在し区々となっているが、正社員に任用された同年12月1日には、全員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、少なくとも、正社員になった昭和48

年 12 月 1 日には、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の A 社に係る資格喪失日について、申立人は、「申立期間後に就職した事業所の担当者から入社をせかされ、入社の前 1 週間前の昭和 49 年 4 月 23 日に A 社を退職した。」と具体的に供述しており、その信憑性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 4 月 23 日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に正社員となった同一職種でほぼ同年齢の元同僚の A 社における標準報酬月額の記録から 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時は正社員になると同時に社会保険の加入手続を行っていたので、申立人を昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入させていたと思われるものの、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月から 49 年 3 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 12 月 1 日までの期間については、申立人が氏名を挙げた者を含む複数の元同僚に確認したが、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、当該期間における申立人の勤務実態を確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、当該期間に係る保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私は、昭和46年3月に短期大学を卒業後、同年3月22日にA社本社B(部門)C課D係に正社員として本採用され、48年12月31日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年12月31日とされていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和48年12月31日まで勤務し、49年1月の年明け早々にE町役場で国民年金の加入手続を行った。」と具体的に供述しており、オンライン記録において、申立人は同年1月1日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、元同僚は、「申立人は、48年12月31日まで勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人の当該事業所に係る雇用保険の離職日である同年12月31日まで当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、厚生年金保険法において、資格喪失事由に該当した日の翌日に被保険者資格を喪失するとされているところ、オンライン記録において、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和48年12月31日となっており、雇用保険の離職日と同日であるが、申立人と同時期に退職した複数の元同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日が同日になっていることについて、事業主は、「被保険者資格喪失日と離職日が同日になっている理由については不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 23 日から 38 年 10 月 25 日まで
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 6 月 18 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間については、昭和 42 年 4 月 26 日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、私は支給された記憶が全く無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求期間については、脱退手当金が支給された昭和 42 年 4 月 26 日の約 4 か月前に、厚生年金保険と国民年金の重複加入を理由に国民年金保険料の還付がされていることから、申立人がこの未請求期間を失念するとは考え難い上、未請求期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、支給対象期間の最終事業所である A 社における申立人に係る被保険者原票に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示は確認できず、

申立期間当時、当該事業所において経理事務を担当していた社員は、「申立人は短期間の勤務であり、退職理由も聞いた記憶が無いので、脱退手当金の説明及び代理請求はしていないと思う。」と供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成18年12月8日は5万円、19年7月10日は33万円、同年12月10日は39万6,000円、20年7月10日は33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日
④ 平成20年7月10日

A社は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかったが、平成23年2月24日に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表及び

賞与支払明細書から、平成18年12月8日は5万円、19年7月10日は33万円、同年12月10日は39万6,000円、20年7月10日は33万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成18年12月8日は20万円、19年7月10日は25万5,000円、同年12月10日は30万6,000円、20年7月10日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日
④ 平成20年7月10日

A社は、申立期間において賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間における保険料を納付していなかったが、平成23年2月24日に被保険者賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表及び

賞与支払明細書から、平成 18 年 12 月 8 日は 20 万円、19 年 7 月 10 日は 25 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 30 万 6,000 円、20 年 7 月 10 日は 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 62 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 11 月に入社し、平成 10 年 2 月に退職するまで継続して勤務したが、昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職手当金計算書、B厚生年金基金の加入記録及びC健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 62 年 1 月 1 日にA社D工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録では、申立人の資格喪失日は昭和 62 年 1 月 1 日となっていることが確認できる上、当該事業所は、「申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出用紙は、複写式の届出様式を使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 62 年 1 月 1 日にA社D工場において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和 61 年 12 月の厚生年金基金の記録から、47 万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 3731（事案 888 及び 2537 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の平成 3 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を A 社会保険事務所（当時）で納付しているので、年金記録を訂正してほしい。今回、申立期間の保険料を納付した証拠として、平成 3 年 7 月 10 日に B 銀行 C 支店の普通預金から申立期間の保険料を納付するために引き出したことを示す通帳の写しを添付して、再々度の申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 5 年 12 月以降であることから、この時点では、申立期間のうち 3 年 10 月から同年 12 月までが納付可能であるが、納付書が発行された形跡は無く、同年 6 月から同年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく 20 年 12 月 17 日付けで申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から再申立てがあったが、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨であるため、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料納付を示す新たな資料として、申立人の B 銀行 C 支店普通預金口座に係る通帳の写しを提出し、同通帳に記載

されている平成3年7月10日の29万8,272円の出金記録が申立期間の保険料納付を示す資料としているが、同支店において当該口座に係る預金元帳を確認したところ、当該出金記録は融資に対する返済であると回答していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から62年2月まで
私の実家は、多くの従業員を使ってA(業種)を経営していたため、二人の女性の集金人が国民年金保険料を月に何度も実家に集金に来ており、申立期間についても、私の母が家族全員の保険料をその集金人に納付していたのに未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が実家に来た国民年金保険料の集金人に家族全員の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金の記号番号は、平成6年10月18日にB社会保険事務所(当時)からC市に払い出された3,000件の記号番号のうちの一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の第3号被保険者該当処理日及び前後の記号番号の第1号被保険者の保険料納付日により、申立人は7年7月に国民年金の加入手続を行い、昭和56年3月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、C市の保管する昭和63年以前の国民年金資格取得者一覧においても申立人の氏名は無く、平成7年7月に申立人が国民年金の加入手続を行うまで申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人と申立期間当時同居していた申立人の弟も申立期間は国民年金に未加入であり、申立人が申述している集金人の一人は、申立人の国民年金のことについて申立人の実家に行った記憶は無いと述べている上、

C市役所の年金係の職員は、もう一人の集金人は昭和 56 年以前に税金の担当に移っており、申立期間当時は保険料の集金は行っていなかったと述べている。

加えて、申立人は、集金人が手帳形式の物に領収のスタンプを押してくれていたと申述しているが、申立期間当時には国民年金手帳に検認印を押す徴収方法は既に廃止されており申立期間当時の徴収制度と一致しない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から62年3月まで

私は、昭和56年5月にA町（現在は、B市）に転居して義父と同居するようになった。当時、国民年金保険料は納税組合が各戸集金していたので、義父が私の保険料だけ納付しないことは絶対に無い。申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに、私は未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年9月8日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の一つであり、B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、50年8月19日に遡って国民年金の被保険者資格を新規取得し、62年5月18日に年金手帳が発行されたことが記載されており、同年5月の加入手続時点で、申立期間のうち60年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、上記被保険者名簿の検認記録欄において、昭和62年5月の加入手続時点で納付することが可能な60年4月から62年3月までの期間について納付をうかがわせる記載は確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡しているため、申立期間に係る納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月、同年11月、5年7月から同年12月までの期間、6年4月、8年2月から同年3月までの期間、同年9月から同年10月までの期間及び10年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成3年11月
③ 平成5年7月から同年12月まで
④ 平成6年4月
⑤ 平成8年2月から同年3月まで
⑥ 平成8年9月から同年10月まで
⑦ 平成10年12月から11年2月まで

年金事務所が管理している私の年金記録のうち、申立期間の国民年金保険料については、元妻から納付したと報告を受けていたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続は平成5年11月頃に行われたと推認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付状況についての申述は曖昧であり、具体的な説明が得られず、これらの状況が不明である上、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の元妻も申立期間は全て未納となっている。

さらに、申立期間は合計7回にわたり、申立期間に係る複数の行政機関

が同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

加えて、申立期間のうち平成9年1月以降の期間は基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3735

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 59 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 2 月に妻と共に A 社を退職し、同年 2 月末又は同年 3 月に私は妻と一緒に B 区役所 C 出張所（当時）で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の口座振替の手続を行い、夫婦共に納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月 13 日に社会保険事務所（当時）から B 区に払い出されており、その手帳記号番号の前後の被保険者の資格及び納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 57 年 2 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続が行われた 62 年 4 月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続以降の保険料を申立人の妻と一緒に口座振替で納付したと申述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を時効直前の 62 年 4 月 25 日に一括で過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料を口座振替で納付したとする申立人の申述は不自然である。

加えて、申立期間は 35 か月と長期間である上、一緒に国民年金の加入

手続を行い、保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年8月までの期間及び同年9月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年8月まで
② 昭和54年9月から55年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料については、父が、母の保険料と一緒に納付したはずであり、申立期間②の保険料については、結婚した後、すぐに国民年金の任意加入手続を行って納付したはずなので、申立期間①が未納、申立期間②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の父が納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和55年4月頃と推認でき、加入手続を行う以前は、保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間①は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、加入手続より前に申立期間①の保険料を納付することはできない上、申立人は自分で国民年金の加入手続を行った際には、過去の保険料を遡って納付したことは無いと述べている。

また、申立期間②については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから任意加入対象期間となり、申立人が加入手続を行った昭和55年4月の時点では、国民年金の被保険者資格を遡及して取得することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人

に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を母が毎回集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、申立人の母が毎回集金人に納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人が加入手続きを行ったのは39年10月頃と推認でき、加入手続きを行う以前は、保険料の納付の前提となる手帳記号番号が払い出されておらず、国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、加入手続きより前に申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が加入手続きを行った昭和39年10月の時点で申立期間のうち、37年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間当時の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から61年3月まで

私は、結婚のために会社を退職した際、会社から国民年金に任意加入するよう説明を受けたが、結婚したばかりで国民年金保険料を納付することができないため、数か月してから加入した覚えがある。申立期間の保険料は、A市内の郵便局、B銀行又はC銀行（当時）で納付していたのに、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月2日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された40,000件の手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は63年9月頃に行われたと推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付金額、納付方法、納付先等の記憶が不鮮明なため、申立期間の具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3739

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私の両親は、昭和36年4月から国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたので、48年4月頃に父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたと聞いている。

私は、20歳から両親がA区で経営する「B（業種）」と「C（業種）」を手伝った後、D（地名）のE（業種）の店及びF（地名）のG（業種）の店で修行し、A区に帰り、他店で働くようになった昭和54年頃からは自分で保険料を納付しているが、それまでの期間は父が納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和48年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）から国民年金事務組合（H（団体））に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和51年11月から52年10月までの間に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、51年11月を基準にしても、申立期間のうち48年4月から49年9月までの保険料は時効により納付することができない上、国民年金記号番号簿（兼納付状況調）によると、申立人の当該事務組合における保険料の徴収は52年4月から開始されていることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を申立人と一緒に納付していたとするその兄は、昭和43年6月から50年3月までは未納期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が継続して保険料を納付しており、自宅に納付書が届き A 市内の銀行で、できるだけまとめて納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 9 月の婚姻以降も継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、申立人が同年 10 月 1 日に国民年金被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録並びに B 市及び C 市の国民年金被保険者名簿とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、制度上、被用者年金制度に加入している者の配偶者は国民年金の任意加入対象者とされていることから、申立人が申立期間において国民年金被保険者の資格を喪失する申出を行ったとしても特段不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 8 月から 13 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 14 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 8 月から 13 年 3 月まで
② 平成 13 年 9 月から 14 年 2 月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、学生納付特例の申請を行った記憶は無く、結婚する前の平成 16 年 9 月頃に農協で自分の貯金を全額引き出して、母と一緒に A 社会保険事務所（当時）に出向き、その貯金で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したはずである。申立期間が学生納付特例承認期間及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は学生納付特例の申請を行った記憶が無いと申述しているが、オンライン記録によると、平成 12 年 8 月 15 日に申立期間①に係る学生納付特例の申請が行われ、同年 9 月 5 日に承認されていることが確認できる上、学生納付特例制度は学生である国民年金被保険者の申請に基づき、在学中の国民年金保険料を猶予する制度であり、申立期間①当時、学生であった申立人が学生納付特例の申請を行ったとしても特段不自然ではない。

また、オンライン記録において、申立人が学生納付特例の承認期間について追納の申込みを行った記録は確認できず、B 市及び C 町（現在は、D 市）の国民年金被保険者名簿においても同様に追納に係る記録は確認できない。

さらに、申立人は、結婚する前の平成 16 年 9 月頃に、農協で自分の貯金を全額引き出して、母と一緒に A 社会保険事務所に出向き、申立期間①及び②の保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録に

において、申立期間②直後の 14 年 3 月から 16 年 3 月の保険料が同年 4 月 14 日に一括納付されていることが確認できることから、申立人の記憶は当該納付時のことである可能性がうかがわれる上、当該納付時点を基準とすると、申立期間①については、上記のとおり追納の申込みを行った記録は確認できず、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間①及び②は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から54年9月まで

私は、昭和52年にA区から「国民年金加入は強制であり、2年間遡り国民年金保険料を納付できる。」旨の年金加入通知書が送付されたので、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻がA区B出張所（当時）で夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の51か月の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年に妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻がA区B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により56年4月18日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年11月頃に国民年金の加入手続を行い、45年2月16日に遡り被保険者資格を取得したことが推認できることから、申立人が主張する加入時期と相違する上、加入手続を行った時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は51か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3743

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和56年5月に結婚した後、A市役所で国民年金の任意加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。時期は忘れたが、第3号被保険者の手続のために同市役所に出掛けた際に、「制度が変わるので、納付書は回収します。」と言われた。申立期間当時、納付書はA市役所B部C課（当時）の封筒に入れて保管しており、その封筒だけは今でも持っている。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月に結婚した後、A市役所で国民年金の任意加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により61年3月7日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には1行目に同年4月1日に第3号被保険者の資格を取得したことが記載されており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名の読み方を変えて検索したが、申立期間に国民年金に加入していた形跡は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の納付書を保管していたとするA市役所B部C課の封筒を今でも所持していると述べているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者記録は、当初、平成4年7月及び5年1月に厚生年金保険から国民年金の第1号被保険者へ種別変更したことが記録されていたが、同年3月19日に第1号被保険者から第3号被保険者へ種別が訂正されていることが確認できることから、当該記録訂正前に納付書が申立人宛てに送付されていた可能性があり、申立人が所持する封筒は当該納付書送付時のものであると考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から同年10月まで

私は、昭和60年4月に会社を退職したときに、A町役場（当時）で国民年金の加入手続を行った記憶がある。国民年金保険料はどのように納付したか覚えていないが、申立期間について、妻は国民年金に加入しているのに私が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に会社を退職したときに、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立期間当時、国民年金保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間前後において、B社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の中に申立人の氏名は確認できない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記号番号欄には手帳記号番号の記載は無く、加入手続を行った形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 20 日まで
私は、A社を昭和 38 年 3 月に結婚準備のため退職した。当時、脱退手当金に関する知識は無く、脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、「最初の頃は、厚生年金保険の加入については興味が無く知らなかった。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月14日から同年10月1日まで
② 平成4年10月1日から5年6月10日まで
③ 平成5年8月23日から同年12月1日まで

私は、「A社」、「B社」及び「C事業所」の3事業所で厚生年金保険に加入しているが、いずれも事業主は同じで、私の仕事内容も同じであった。申立期間当時の私の月額給与は30万円で、うち15万円については給与明細書が発行され銀行振込で支給され、残りの15万円は現金で直接支給されていた。A社及びB社での標準報酬月額が11万8,000円、C事業所での標準報酬月額が9万8,000円とされているのは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社、B社及びC事業所の3事業所における標準報酬月額は30万円が正しい。」と主張している。

しかしながら、「A社」、「B社」及び「C事業所」の3事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該3事業所の元事業主は、「資料が残っておらず、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるが、申立人

は、「会社は、厚生年金保険料の負担を低くするために社会保険事務所（当時）に低い標準報酬月額を届出しているのだから、保険料も届出に基づく保険料しか納付していないはずであり、私の給与から控除されていた保険料も届出された標準報酬月額に見合う保険料であったと思う。」と供述している。

さらに、3事業所において経理を担当していた者は、「給与計算及び給与明細書の処理は、社長の指示どおり行われており、私の標準報酬月額及び保険料控除額については妥当であった。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額について、遡及訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見当たらない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 16 日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金の制度があることを知らず脱退手当金を受け取ったことは無い。また、A社（現在は、B社）を退職したときは体調が悪く社会保険事務所(当時)へ行くこともできなかったため、脱退手当金を支給された記録になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 5 月 16 日から約 2 か月後の同年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 26 日から 38 年 4 月 21 日まで
私は、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所（当時）から告げられたが、受け取った覚えが無く納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、脱退手当金を受給している元同僚のうちの一人は、「自分では一切請求手続きを行っていないが、家へ書類のようなものが送られてきたので、それを持って郵便局か銀行へ現金を受け取りに行った。」と供述し、別の一人は、「私は、脱退手当金のことを知っており、受給した。会社から脱退手当金の説明があったことを覚えており、請求もしてくれたのではないかと思う。」と供述していることから、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約5か月後の昭和38年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 21 日まで
私は、日本年金機構から脱退手当金の支給についてはがきを受け取ったが、脱退手当金を受けた記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和40年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月21日から31年11月1日まで

私は、A社に勤務していた母の紹介で同社に入社し、B社C工場に派遣されていた。その前に勤務していた事業所を昭和30年8月に辞めた後、すぐにA社に入社したはずなのに、厚生年金保険被保険者資格取得日が31年11月1日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年8月21日からA社に勤務した。」と主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に確認しても申立人の入社時期について具体的な証言を得られず、申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社は、「当時の人事記録・厚生年金保険の記録等は、保管期限を過ぎているので保管していない。」と回答しており、派遣先であったB社も、「申立期間当時、A社を下請けとして使用していたが、申立人が勤務していたC工場は、昭和48年6月に閉鎖されており、当時の資料は何も保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、元同僚のうち一人は、「申立期間当時、会社に6か月くらいの見習期間があり、その期間は厚生年金保険が適用されていなかった。」と供述しており、申立人自身も、「入社当初はD（職種）見習として働き、早く正社員になることを目指していた。見習期間があったかもしれない。」と供述していることから、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえ

る。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月 11 日から平成 3 年 6 月まで
② 平成 3 年 7 月から 4 年 1 月まで

私は、昭和 55 年 3 月から平成 3 年 6 月まで自営で A（業種）を営
しつつ B 社に勤務し、同年 7 月から 4 年 1 月までは C 社に勤務したが、
この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社の元事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①のうち同年10月以前は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、B社の元事業主は、「会社は解散しており、当時の関係書類は保管していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録において、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、「B社に勤務していた当時、国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している上、ほかに申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、C社の事業主に対する照会結果により、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は平成10年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、C社の事業主は、「申立期間②当時は、健康保険については、D健康保険組合に加入していたが、年金については、各自で国民年金に加入することにしていました。」と回答しており、事業主が提出した平成3年7月の給与台帳には、控除欄に「厚生年金保険料」という項目は無く、給与から保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 37 年 2 月 23 日まで
私は、昭和 36 年 10 月に A (機関) を退職し、すぐに B 社 (38 年 8 月 1 日に名称変更後は、C 社) に入社したが、入社当初の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚は、「申立人は、昭和 36 年秋頃から同じ営業所で勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社の継承会社である D 社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は無く、当時のことを知る者もいない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に照会した結果、上記元同僚とは別の元同僚は、「私は、昭和 36 年 10 月に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日は 37 年 2 月 3 日となっている。」と文書回答していることから、当該事業所では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 29 年 4 月まで

私は、昭和 27 年 4 月から 29 年 4 月まで A 社で勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚は、「中学校を卒業後すぐに当該事業所に入社したが、厚生年金保険の加入は 2 年後になっている。」と供述しており、別の元同僚も「見習期間が 2 年あり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから 2 年経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「既に廃業しており、当時の資料は一切保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3806 (事案 2879 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月から A 社 (現在は、B 社) に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 41 年 8 月 1 日となっている。申立期間については、記録の訂正が認められないという通知を受け取ったが、どうしても納得できない。当時、同社で一緒に勤務していた同僚を思い出したので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社の複数の元同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的に記憶している者がいないため申立期間における勤務実態について証言を得られないこと、ii) B 社は当時の資料を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに複数の元同僚の氏名を挙げており、これに加えて当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の被保険者に照会したところ、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が申立人のことを記憶していることから、具体的な入社時期は特定できないものの、申立人が昭和 41 年 8 月 1 日より前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの元同僚に照会しても、申立人の申立期間における保険料の控除については証言を得ることができず、保険料の控除について確認

できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から26年4月10日まで
② 昭和26年7月1日から27年1月1日まで

私は、A（機関）において、昭和20年から26年まで継続して勤務していたと思うので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A（機関）に昭和20年から26年まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の資料を管理しているB省C局は、「申立人に係る厚生年金保険の加入記録及び雇用に関する記録は無い。」と回答していることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、昭和25年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、26年4月10日に再取得した際には、別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間②については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長通知）により、26年7月1日以降は、非軍事的業務に使用される者は政府の直備使用人としての身分を喪失し、ハウス及びホテル等の家事使用人、クラブ、宿泊施設、食堂並びに映画事業等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならない者と扱われるようになっ

たことが確認でき、申立人についても、非軍事的業務に使用される者として、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 25 日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金についてはがきが届き、その内容を確認したところ、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給済みの記録だった。脱退手当金の説明を受け、手続を行った覚えは無く、受給した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和40年7月9日に行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 11 日から同年 8 月 29 日まで
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 43 年 6 月 23 日まで

私は、60 歳になった平成 17 年*月に A 社会保険事務所（当時）に行き、係員から「申立期間の厚生年金保険を脱退している。」と言われたが、申立期間について、会社から脱退手当金の説明は受けておらず、もらった記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間②に勤務した B 社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定は申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 9 月 20 日に行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 12 月 29 日まで
② 昭和 43 年 1 月 8 日から同年 8 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 8 日から 47 年 2 月 21 日まで

私は、平成 23 年 3 月に日本年金機構からの通知で脱退手当金を受給していることを知ったが、もらった記憶が無い。今回の通知に納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 10 日から 60 年 4 月 9 日まで
私は、昭和 57 年 8 月 10 日から 60 年 4 月 9 日まで、A 区 B に所在した C (業種) である D 社に勤務したが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 8 日まで D 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録において、適用事業所として確認することができない上、元事業主は、「設立当時から、商売は利益が出ず、厚生年金保険料が納付できる状態でなかったため、事業所として厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している上、当該事業所の元事業主を含む役員 5 人は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人は、一緒に勤務していた元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、日本年金機構から、A事業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の確認通知をもらった。同社では、申立期間を含め勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 3 月 31 日まで A 事業所に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は昭和 37 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、当該事業所における元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できた元同僚 3 名を調査したが、そのうち 1 名は既に死亡しており、ほかの 2 名は所在を確認することができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 14 日まで
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年1月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 4 日から 45 年 1 月 20 日まで

私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金が申立人の意思に基づかないで請求されたものとは認め難い。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の氏名は、当該事業所を退職した約2か月半後の昭和45年4月3日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年5月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。